

## セミナー欠席等による個人賛助会費の取扱いについて

一般財団法人地域活性化センターが主催するセミナーの欠席等による個人賛助会費の取扱いについて、次のとおり定める。

### 第1 適用範囲

この規程が適用となるセミナーは次のとおりとする。

- (1) 新たな知と方法を生む地方創生セミナー スタANDARD型
- (2) 新たな知と方法を生む地方創生セミナー アドバンス型
- (3) 新たな知と方法を生む地方創生セミナー ベーシック型
- (4) 地方創生実践塾

### 第2 セミナー欠席及び欠席に伴う個人賛助会費等の取扱い

- (1) セミナーを欠席する場合の取扱いは次のとおりとする。
  - ① 連絡なしの欠席及び開催日 3 営業日前から当日の欠席連絡については、返金をしない。ただし、理事長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
  - ② 開催日 4 営業日以前の欠席連絡については、返金又は同一のセミナーに振り替えることができる。
  - ③ 個人賛助会費を返金する場合であっても、セミナー参加に係る費用については負担しない。
- (2) (1) ②において返金を希望する場合は、入金済み額から振込手数料を差し引いた額を返金する。

### 第3 セミナー中止又は開催日時変更に伴う個人賛助会費等の取扱い

- (1) 原則として、セミナー中止又は開催日時を変更する場合は、セミナー開催の 3 営業日前までにメール等で通知する。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
- (2) 開催日時を変更する場合、受講者の意向を確認し、第 2 (1) ②と同様の扱いとする。
- (3) 開催を中止する場合、個人賛助会費全額を返金する。なお、振込手数料はセンターで負担する。
- (4) 個人賛助会費全額を返金する場合であっても、セミナー参加に係る費用については負担しない。
- (5) セミナー中止又は開催日時変更の連絡がない限り、天災、疫病等の事由により欠席する場合であっても第 2 の規定を適用する。